

長く安定して続けるために

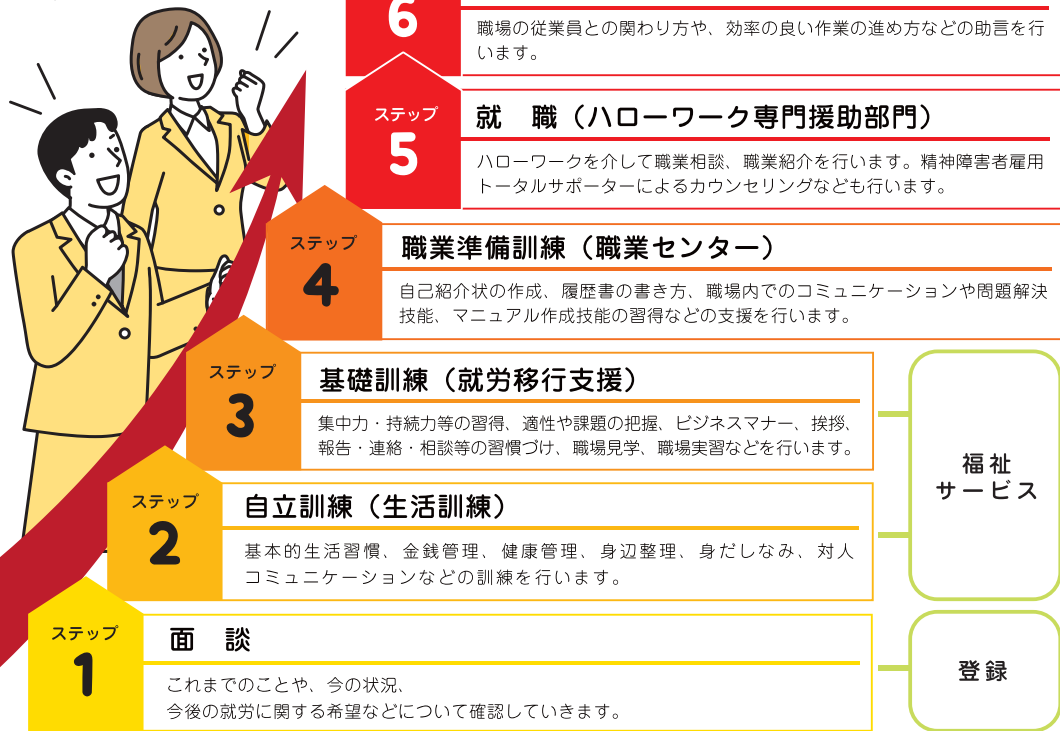
当センターは、障害を有する方と企業が相互理解の下、福祉的就労から一般就労に移行し、共生社会やダイバーシティ社会といった誰もが参加できる社会の実現へ向けて、支援させていただきます。具体的な例として、障害を有する方には、「自分の能力や実力を確認・理解」し、必要に応じて「訓練」を行い機能向上を図り、企業には、「雇用の機会」と「実習の場（雇用・アセスメント・経験）の提供」をお願いしたいと考えております。

障害のある方への支援

支援対象 ■ 就職に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な方。
相談は無料です

就職までのステップ

※1



※1）障害の状況やスキル習得状況、希望・意欲などによって始めるステップ、一つのステップにかかる時間は異なります。

青森障害者就業・生活支援センターすこやか

当センター登録の要件

支援が必要で就職を希望する者 ※原則、青森市および東津軽郡に在住の求職者（ただし、企業のあっせんや就職を約束するものではありません）

障害のある方

利用できるサービス

① 就業支援

- 一般就労に必要な各種助言を行います（上記ステップ1～5）。
- 長く働き続ける（定着支援）のための助言を行います（上記ステップ6～7）。

② 生活支援

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言を行います。
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言を行います。（職業準備性のピラミッド参照）

企業の皆様への支援

支援対象 ■ 障害のある方の雇用を検討している、または雇用をしている企業や団体。
相談は無料です

- 各種制度の活用など、雇用前からご相談に応じます。
- 採用後の職場定着に関する相談にも応じます。

雇用準備から 継続雇用までの ステップ



企業の皆様

利用できるサービス

① 青森県短期実習制度

障害者を雇用しようとする事業所において、障害者が3～10日の短期職場実習を行い障害者の就労機会の拡大を図る制度です。本制度の利用のための相談・申請の支援を行っています。

② 作業手順書作成事業

企業の障害者雇用にあたり、既に雇用している又はこれから雇用しようとする障害者について、作業手順を視覚化し、作業の支援となるようなわかりやすいマニュアルの作成支援を行っています。本事業の利用のための相談・申請の支援を行っています。

③ 訪問（定着支援）

障害者を雇用している事業所を対象に、定着支援のための訪問を行っています。就業開始後に発生した課題への対応や、キャリアアップのための支援など、定着のための様々な事柄について助言を行います。